

## 建設業許可・経営事項審査の手引き・確認書類の主な更新内容

### <有資格コード一覧について>

建設業法施行規則の一部が改正され、営業所専任技術者の要件の緩和措置が令和5年7月1日に施行されました。これに伴い、「建設業許可の手引き」及び「経営事項審査の手引き」の**有資格コード一覧を更新**しました。

(改正前)

学 歴	実務経験
大学、短大等（指定学科）	卒業後 3年
高等学校（指定学科）	卒業後 5年
上 記 以 外	10年

○技術検定種目と対応する指定学科

技術検定種目	同等とみなす指定学科
土木施工管理、造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

(改正後)

学 歴 等		実務経験
学 歴	大学、短大等（指定学科）	卒業後 3年
	高等学校（指定学科）	卒業後 5年
技士補 技士	1級1次検定合格（対応種目）	合格後 3年*
	2級1次検定合格（対応種目）	合格後 5年*
上 記 以 外		10年

<機械器具設置工事業における例(改正前後の比較)>※

(改正前)

建築学、機械工学、電気工学に関する学科(指定学科)の卒業生以外は10年の実務経験が必要

(改正後)

指定学科の卒業生以外であっても、  
建築・電気工事・管工事施工管理技術検定(第一次検定)  
の合格により、合格後3年(1級)又は5年(2級)に短縮可能

※一般建設業許可の専任技術者または主任技術者の場合

\*指定建設業と電気通信工事業を除く

### <電子申請について>

令和5年1月1日から建設業・経営事項審査電子申請システム(JCIP)での申請が始まっております。電子申請した場合に一部の資料がバックヤード連携されることにより提出不要となる等、**電子申請に関する事項を追記**しました。

### <経営事項審査における確認書類について>

「技術職員の雇用期間の証明」する確認書類として、「健康保険証」や「雇用保険被保険者資格確認通知証」を提出いただいておりますが、**今後は、前回提出した技術職員名簿、様式第4号、様式第5号に記載があり、引き続き継続して雇用されている職員については添付不要（新規掲載者のみ提出）**としました。

上記のほか、記載事項の見直しを行い、追記・修正等を行いました。

<問合せ先>

国土交通省東北地方整備局 建政部 建設産業課

TEL: 022-225-2171 (内6145)